

平成十八年経済産業省令第六号

関税法第六十九条の四第一項の規定による
経済産業大臣に対する意見の求めに係る申
請手続等に関する規則

関税法第六十九条の四第一項の規定による
経済産業大臣に対する意見の求めに係る申
請手続等に関する規則
閣議決定法（明治四十三年法律第五十四号）第
二十一条の二第一項及び閣議決定法施行令（昭和
二十九年政令第五十五号）第六十一条の十一の
二第二項の規定に基づき、並びに同法を実施する
ため、閣議決定法第二十一条の二第一項の規定に
よる経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請
手続等に関する規則を次のように定める。

第一条 閣議決定法（昭和二十九年法律第六十一号）
以下「法」という。）第六十九条の四第一項
（法第七十五条において準用する場合を含む。
以下同じ。）又は第六十九条の十三第一項の経
済産業省令で定める事項は、次のとおりとす
る。

一 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により自己の営業上の利益
を侵害すると認める貨物について法第六十九
条の三第一項（法第七十五条において準用す
る場合を含む。）又は第六十九条の十二第一
項の認定手続を執るべきことを税関長に対し
申し立てようとする不正競争差止請求権者
（法第六十九条の二第一項第四号（法第七十
五条において準用する場合を含む。）又は第
六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に
係る当該各号に規定する行為による営業上の
利益の侵害について不正競争防止法（平成五
年法律第四十七号）第三条第一項の規定によ
り停止又は予防を請求することができる者
をいう。以下「申立不正競争差止請求権者」と
いう。）に係る商品等表示（不正競争防止法
第二条第一項第一号に規定する商品等表示を
いう。以下同じ。）が輸出先の国若しくは地
域の需要者又は全国の需要者の間に広く認識
されているものであること。

二 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表
示が著名なものであること。

三 申立不正競争差止請求権者に係る商品の形
態（不正競争防止法第二条第四項に規定する
商品の形態をいう。以下同じ。）が当該商品
の機能を確保するために不可欠な形態でな
く、かつ、当該商品が日本国内において最初
に販売された日から起算して三年を経過して
いないものであること。

四 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制
限手段（不正競争防止法第二条第八項に規定
する技術的制限手段をいう。以下同じ。）が
特定の者以外の者に影響若しくは音の視聴、
プログラム（同条第九項に規定するプログラ
ムをいう。以下同じ。）の実行若しくは情報
（同条第十項第十七号に規定する情報をいう。
以下同じ。）の処理又は映像、音、プログラ
ムその他の情報の記録をさせないために用い
ているものでなく、かつ、営業上用いられて
いるものであること。

五 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制
限手段が特定の者以外の者に影響若しくは音
の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処
理又は映像、音、プログラムその他の情報の
記録をさせないために営業上用いているもの
であること。

六 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

七 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

八 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

九 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十一 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十二 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十三 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十四 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十五 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十六 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十七 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十八 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

十九 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十一 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十二 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十三 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十四 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十五 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十六 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十七 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十八 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

二十九 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十一 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十二 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十三 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十四 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十五 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十六 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十七 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十八 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

三十九 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

四十 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

四十一 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

四十二 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

四十三 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

四十四 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の
十三第一項の規定により申立不正競争差止請
求権者が税関長に提出しようとする証拠が当
該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る
侵害の事実を疎明するに足りると認められる
ものであること。

争差止請求権者（以下「認定申請者」という。）
の申請に基づき、又は職権で、当該申請に係る
貨物若しくは当該申請に関連する特定の貨物が
不正競争防止法第二条第一項第十号に規定する
不正使用行為により生じた物に該当し、かつ、
当該申請に係る者若しくは当該申請に関連する
特定の者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物
が当該不正使用行為により生じた物であること
を知らず、かつ、知らないことにつき重大な過
失がない者でないことと認めるときは、法第六十九
条の四第一項又は第六十九条の十三第一項の規
定により認定を行うものとする。

（経済産業大臣の認定を求めるとする旨の申請）

第五条 認定申請者は、次に掲げる事項を記載し
た別記様式第三による認定申請書（以下「認定
申請書」という。）を経済産業大臣に提出しな
ければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人（法人で
ない団体で代表者又は管理人の定めのあるも
のを含む。以下同じ。）にあつてはその代表
者若しくは管理人又は当該代表者若しくは管
理人から委任を受けた責任者の氏名

二 不正競争防止法第二条第一項第十号に規定
する不正使用行為により生じた物に該当する
と認める貨物及び当該貨物を譲り受けた時
に当該貨物が当該不正使用行為により生じた
物であることを知らず、かつ、知らないこと
につき重大な過失がない者でないと思料す
る者

三 認定を求めるとする旨の理由

四 その他参考となるべき事項

2 法第六十九条の四第一項又は第六十九条の十
三第一項の規定による経済産業大臣の認定を
求める旨の申請は、当該各項の規定により認定申
請者が税関長に提出しようとする証拠及び前項
第三号の認定を求めるとする旨の資料
並びに次に掲げる書類を添付して行わなければ
ならない。

一 認定申請者が個人である場合にあっては、
申請の日前三月以内に作成された戸籍の謄本
若しくは抄本又は住民票の写し

二 認定申請者が法人である場合にあっては、
定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるも
の、登記事項証明書（その法人の登記がある
場合に限り。）及びその法人の代表者又は管
理人から委任を受けた責任者が申請するとき
は当該委任を受けたことを証する書面

三 前項の場合において、経済産業大臣は、意見
書の作成に必要があると認めるときは、学識経
験を有する者（以下「学識経験者」という。）
の意見を聴くことができる。

（経済産業大臣の認定）
第四条 経済産業大臣は、法第六十九条の四第一
項又は第六十九条の十三第一項の規定により経
済産業大臣の認定を求めようとする申立不正競

(認定書の交付)

第六条 経済産業大臣は、認定申請者の申請に対し、第四条の認定をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第四による認定書を作成し、当該認定申請者及び当該申請に係る貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該認定に係る不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者として認定した者に対し、交付するものとする。経済産業大臣が、当該者以外に当該認定に係る不正使用行為を行った者があるとする場合には、その者に対しても同様とする。

- 一 認定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者若しくは管理人又は当該代表者若しくは管理人から委任を受けた責任者の氏名
- 二 不正競争防止法第二条第十号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項
- 三 前号の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者
- 四 前二号の理由
- 五 作成年月日

- 2 経済産業大臣は、認定申請者の申請に対し、第四条の認定を行わないこととするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による書面を作成し、認定申請者に対し、交付するものとする。
- 一 認定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者若しくは管理人又は当該代表者若しくは管理人から委任を受けた責任者の氏名
- 二 認定を行わないこととする旨
- 三 前号の理由
- 四 作成年月日

- 3 経済産業大臣は、認定申請者の申請に基づかないで第四条の認定をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第六による認定書を作成し、当該認定に係る貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該認定に係る不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者として認定した者に対し、交付するものとする。経済産業大臣が、当該者以外に当該認定に係る不正使用行為を行った者があるとする場合には、その者に対しても同様とする。
- 一 不正競争防止法第二条第十号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項
- 二 前号の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者
- 三 前二号の理由
- 四 作成年月日

- 4 経済産業大臣は、第四条の認定をした場合であつて、必要があると認めるときは、当該認定に係る利害関係者（第一項及び前項に規定する者を除く。）に対し、第一項又は前項の認定書を交付するものとする。
- （利害関係者等からの意見聴取）

- 5 経済産業大臣は、第一項及び第三項の規定により意見を聴くとき（当該意見が口頭で陳述される場合に限る。）は、学識経験者及び認定申請者又はそのいずれかを立ち会わせることができる。経済産業大臣は、第二項及び第三項の規定により意見を聴くとき（当該意見が口頭で陳述される場合に限る。）は、学識経験者を立ち会わせることができる。
- （学識経験者等からの意見聴取）
- 第八条 経済産業大臣は、法第六十九条の七第一項若しくは第六十九条の八第一項（これらの規定を法第七十五条において準用する場合を含む。）第六十九条の十七第一項又は第六十九条の十八第一項の規定により税関長から意見を求められた場合において、意見書の作成に必要があると認めるときは、学識経験者の意見を求めることができる。また、税関長から意見を求められた事項に係る事実関係を明確にするため必要があると認めるときは、法第六十九条の四第一項又は第六十九条の十三第一項の規定により申立てをした者（次項において「申立者」という。）及び当該申立てに係る貨物を輸出又は輸入しようとする者その他の利害関係者（同項において「輸出者等」という。）の意見を聴くことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項前段の規定により学識経験者の意見を求めた場合において、同項後段の規定により申立者又は輸出者等の意見を聴くとき（当該意見が口頭で陳述される場合に限る。）は、学識経験者を立ち会わせることができる。
- （認定の撤回）
- 第九条 経済産業大臣は、第四条の認定のうち同条における認定の要件を満たさなくなったと認めるものについては、認定を撤回するものとする。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認定の撤回をしようとするときは、当該認定に係る認定申請者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定により認定を撤回したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならぬ。

- この省令は、平成十八年三月一日から施行する。
- 附則（平成一八年三月三十一日経済産業省令第四一号）
この省令は、関税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。
- 第二条 この省令の施行前にされた経済産業大臣の意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣の意見書の作成及び交付の手続については、なお従前の例による。
- 附則（平成一八年五月二六日経済産業省令第六六号）
この省令は、平成十八年六月一日から施行する。
- 附則（平成一八年一二月二八日経済産業省令第二七号）
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
- 附則（平成二三年一二月一日経済産業省令第六五号）
この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。
- 附則（平成二四年七月六日経済産業省令第五一号）
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
- 附則（平成二八年五月二五日経済産業省令第七〇号）
この省令は、平成二八年六月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年一二月二七日経済産業省令第六六号）
この省令は、平成三十年十一月二十九日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。
- 附則（令和三年二月一八日経済産業省令第四号）
この省令は、令和三年三月十八日から施行する。

- この省令は、平成十八年三月一日から施行する。
- 附則（平成一八年三月三十一日経済産業省令第四一号）
この省令は、関税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。
- 第二条 この省令の施行前にされた経済産業大臣の意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣の意見書の作成及び交付の手続については、なお従前の例による。
- 附則（平成一八年五月二六日経済産業省令第六六号）
この省令は、平成十八年六月一日から施行する。
- 附則（平成一八年一二月二八日経済産業省令第二七号）
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
- 附則（平成二三年一二月一日経済産業省令第六五号）
この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。
- 附則（平成二四年七月六日経済産業省令第五一号）
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
- 附則（平成二八年五月二五日経済産業省令第七〇号）
この省令は、平成二八年六月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年一二月二七日経済産業省令第六六号）
この省令は、平成三十年十一月二十九日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。
- 附則（令和三年二月一八日経済産業省令第四号）
この省令は、令和三年三月十八日から施行する。

別記様式第1
別記様式第2
別記様式第3
別記様式第4
別記様式第5
別記様式第6
